

令和2年度

＼わがまちの未来を創る、あなたの活動を**応援**します／

# 安城市市民活動補助金

## 募集要項

申請受付期間：令和元年10月1日（火）～31日（木）



本制度では、市民が主役の自治の実現を目指し、市民の皆さまが主体的に地域社会の課題に取り組む活動、協働によるまちづくりを推進する事業の提案を募集します。みなさまのご応募をお待ちしております。

令和元年 9 月

安城市 市民生活部 市民協働課

電話 0566-71-2218 FAX 0566-72-1112

Mail: kyodo@city.anjo.lg.jp

# 目 次

1	概要	1
2	募集内容（補助対象団体、補助対象事業）	1
3	補助対象経費	2
4	補助金の額	3
5	補助金の交付回数等	3
6	申請方法（提出書類・提出方法）	3
7	公募期間	3
8	審査方法等	4
9	実績報告	5
10	申し込みからの流れ	5
11	Q&A	6～7

## 2020年度 市民活動補助金説明会・特別講演のお知らせ

第1部では、社会活動実践者を講師に迎え、持続可能な団体運営・活動を行う上での資金調達における3つのコツをお伝えします。第2部では、補助金の制度や申請手続き、スケジュール等について説明します。市民活動を行う上での「ヒント」となる機会です。ぜひご参加下さい。

日 時	令和元年9月28日（土）午後1時30分から午後4時半まで
場 所	安城市民交流センター2階 多目的ホール
内 容	第一部：特別講演 講師：毛受芳高氏（一般社団法人アスパン代表理事） 団体・活動の資金調達のための3つのコツ 第二部：2020年度 市民活動補助金説明会 補助金の制度、申請手続き、スケジュール等
対 象	市民活動団体、NPOの取り組み・地域の課題解決に関心のある人
申 込	安城市民交流センターへ連絡（申込期限：9月25日（水））

◆説明会に関する問い合わせ先 安城市民交流センター（大東町11-3）

（Tel：0566-71-0601 Fax：0566-71-0668 Mail：info@wakuwakucenter.jp）

## 1 概要

安城市は、市民協働のまちづくりや地域が抱える諸課題の解決につながるような、幅広い分野の市民活動を支援するため、安城市市民協働推進基金を原資とした「市民活動補助金」対象事業を公募します。

## 2 募集内容

### (1) 補助対象団体

安城市民活動センター登録団体

※現在未登録であっても、申込期間中に登録完了すれば対象となります。

なお、登録には条件及び所定の審査がありますので、10月18日(金)までに安城市民活動センター(安城市民交流センター内)に申請してください。

### (2) 補助対象事業

登録団体が市内を中心として、主体的に企画実施する公益性を有する下記に該当する事業で、令和3年2月末までに完了する事業。

#### ① 市民提案型事業

登録団体が、自ら自由なテーマで提案した市民協働によるまちづくりの推進を図るために実施する事業。(テーマや分野は限定していません。)

#### ② 行政提示型事業

登録団体が、市が設定したテーマ又は事業に対し企画提案し、市と協働して実施する事業。※募集テーマは次のとおり。企画の問い合わせは提案課まで。

テーマ	高齢者の就労促進事業
提案課	高齢福祉課地域支援係 Tel : 0566-71-2264
事業概要	超高齢社会を迎えようとしている中、元気な高齢者を増やし、その力を社会で生かしていく視点が必要になる。そこで高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的に、高齢者のニーズに合った仕事の紹介と相談を通し、就労に結び付ける。
提案団体への期待	高齢者就労に力を注いでいる企業の紹介など、高齢者が活躍しながらいきいきと働くことのできる場の紹介。また、高齢者が助けられるのではなく、社会の支え手となるよう高齢者のマンパワーを高める場の企画。

#### ③ 協働提案型事業

複数の団体が、自ら自由なテーマで提案した市民協働によるまちづくりの推進を図るために協働して実施する事業

※なお、事業内容が次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・政治、宗教及び営利を目的とするもの
- ・公の秩序を乱すおそれのあるもの
- ・調査又は研究のみを目的とするもの
- ・補助金の交付を受ける年度において、類似する補助金等の交付を受けようとするもの又は受けたもの
- ・その他市長が適当でないと認めるもの

### 3 補助対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師・専門家（構成団体の構成員又はボランティアである者を除く。）への謝礼
旅費	交通費、講師・専門家の宿泊費（これらのうち、領収書が発行できないものを除く。）
需用費	チラシ、パンフレット、報告書等の印刷製本費、消耗品費、事業で使用する食材費（会議や親睦のための飲食代を除く。）等
役務費	通信運搬費、保険料（火災、地震等の家屋にかかる保険料を除く。）、手数料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の賃借料、通行料等
備品購入費	補助対象事業に不可欠とされるもので購入価格が3万円を超え、耐用年数が2年以上の備品の購入費（パソコン、カメラ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入費を除く。）
その他の経費	その他市長が必要と認める経費
無償労力提供額 ※1	無償で労力を提供したボランティアスタッフの延べ提供時間数に、1時間あたり500円を乗じた金額（ただし、その額は無償労力提供額を除いた補助対象経費の3分の1以内とする）

備考 団体又は構成団体の運営に関する経費は、補助対象としない。

#### ※1 「無償労力提供額」について

無償労力提供額＝ボランティアスタッフ全員の延べ労力提供時間×500円（1時間あたり）

- \* スタッフが「無償で労力を提供した」場合に加算できますが、**本人に支給することはできません。**
- \* 申請団体から給与等が支払われている事務局員の労力は、提供額に加えることはできません。
- \* 労力の見積もりに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。
- \* ボランティアスタッフに必ず協力の確約を受けるようにしてください。
- \* 実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが署名した従事確認書を提出してください。

## 4 補助金の額

令和2年度に交付する補助金総額は、下記の(1)(2)(3)を合わせて上限200万円となります。※1事業当たりの補助率・上限額は下記のとおりです。

- (1) 市民提案型事業：補助対象経費の3/4以内、上限7.5万円
- (2) 行政提示型事業：補助対象経費の3/4以内、上限15万円
- (3) 協働提案型事業：補助対象経費の3/4以内、上限22.5万円

※算定した額に千円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てます。

## 5 補助金の交付回数等

- (1) 一の登録団体が申請できる補助対象事業は1年度につき1事業までです。
- (2) 事業のうち、同一の事業に係る補助金の交付の上限回数は次のとおりです。
  - ・過去申請した同一の登録団体により実施される市民提案型事業 2回
  - ・過去申請した同一の登録団体により実施される行政提示型事業 2回
  - ・協働提案型事業 2回

※ 協働提案型事業を申請する場合、申請する代表登録団体以外の構成団体が別に当該事業の申請をすることはできません。

## 6 申請方法（提出書類・提出方法）

- (1) 提出書類 ※巻末に添付

- ①安城市市民活動補助金申請書（様式第1）
- ②実施計画書（様式第2）
- ③収支予算書（様式第3）
- ④安城市民活動センター登録団体証の写し

※申請書一式は、市公式ウェブサイト及び市民協働課・市民交流センターで配布

- (2) 相談

市民活動センタースタッフが相談に応じます。

※実施計画書や収支予算書等の記入について、申請前に予めご相談ください。

- (3) 提出方法

安城市役所市民協働課（本庁舎3階）

（午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く））

※ 下記公募期間内に申請書類を直接、市民協働課へ持参して下さい。

## 7 公募期間

令和元年10月1日（火曜日）～31日（木曜日）

## 8 審査方法等

### (1) 採択決定方法

事務局による書類審査と市民協働推進会議委員による本審査（一般公開によるプレゼンテーション）により、事業を決定します。必要に応じてヒアリングを行う場合があります。また、申請団体は本審査に参加できない場合、事業の提案がなかったものとなります。

※審査員が補助金申請団体に所属する場合、当該団体の審査に加わらないものとします。

### (2) 書類審査

提出された申請書類やヒアリング内容をもとに、書類審査を行います。

審査項目	審査基準
提出書類	必要な書類はすべて揃っているか
補助対象団体の適否	市民活動センター登録団体であるか
補助対象事業の適否	補助対象事業の要件を満たしているか

※内容により、書類審査で不採択となる場合があります。

### (3) 本審査（公開プレゼンテーション）

日時：令和2年1月18日（土）午前9時15分から（予定）

※当日の審査に参加される団体数により、開始時間が変更になる場合があります。

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

発表方法：持ち時間は7分です。発表時のプロジェクターとPCは事務局で用意します。

資料を配布したい場合は審査委員20部、会場分の60部をご用意ください。

審査基準：以下の項目について採点を行います（各5点、総得点25点）。

審査項目	審査基準
① 公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、対象者が極めて限定的でないか、など。
② 主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか、積極的に協働する姿勢があるか、など。
③ 実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④ 独創性・発展性	創意工夫がみられるか、今後の活動につながる点がみられるか、など。
⑤ 啓発性・PR性	市民への発信力はあるか、実施に当たってのPR方法がみられるか、など。

採択基準：

- ① 補助金交付事業は、市民提案型・行政提示型・協働提案型事業を合わせて、審査に参加した審査員の平均点の順により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。同点の場合、審査員の協議により判断します。
- ② 審査に参加した審査員の平均点が15点未満の場合、予算の範囲内でも不採択となります。

## 9 実績報告

事業終了後30日以内又は2月末日のいずれか早い期日までに以下の書類を提出してください。

- (1) 安城市市民活動補助事業実績報告書（様式第6）
- (2) 収支決算書（様式第7）
- (3) 収入及び支出の内訳が分かる領収書等の書類
- (4) 無償労力提供額を補助金の額に加算した場合は、ボランティアスタッフの従事した状況が分かる書類
- (5) 事業の記録・成果物の写真
- (6) 事業実施のために製作した広報啓発物

## 10 申し込みからの流れ

申し込みから事業完了までの流れは以下のとおりになります。

年 月 日	内 容
令和元年 10月1日～31日	①事業の申請（補助金交付申請） 条件を確認し、必要書類を提出してください。
令和元年 11月中旬～ 12月中旬	②書類審査 申請書類の審査を行い、全申請団体に結果を送付します。 また、事業内容について文書による質疑応答を行います。
令和2年 1月18日(土)	③本審査（公開プレゼンテーション） 書類審査通過事業は、プレゼンテーションによる本審査に進みます。応募した事業について、8分間でPRをしてください。
令和2年 2月下旬	④最終結果通知 審査結果を全ての本審査参加団体に送付します。採択された事業の実施に向けて準備を始めてください。 ※正式決定前に発生する経費は補助金対象外です。
令和2年 4月1日（水）	⑤補助金交付決定通知
令和2年 4月～ 令和3年 2月末	⑥事業の実施 交付の正式決定を受けた後、事業を実施してください。 事業内容が大きく変わる場合や事業を中止する場合は、計画変更等の手続きが必要です。
事業終了後 30日以内又は 令和3年 2月末まで	⑦事業の報告 事業終了後に必要書類を提出してください。
実績報告提出後	⑧補助金の交付（後払い） 実績報告に基づき、補助金を交付します。
令和3年 3月6日（土）予定	⑨市民活動補助金成果報告会での発表 成果報告会に参加した市民や他の市民活動団体の方に事業の実績又は経過を報告してください。

## 1 1 Q&A

### 【提案する団体について】

Q 1	団体の構成員が複数の団体に所属しており、その複数の団体が同時に応募することはできますか。
A 1	申請者が重複しておらず、団体の活動内容が異なる場合は応募可能です

### 【提案内容について】

Q 2	昨年度と同じ企画を提案してもよいですか。
A 2	同じ事業でも上限2回までは申請可能です。ただし、採択されるとは限りません。

Q 3	ダンスや将棋などの事業も対象になりますか。
A 3	特定の人々を対象に（対価を払った者、組織の仲間）、趣味的な要素や自己研鑽目的の場合は、公益性の観点から申請することはできません。ただし、事業内容により対象となる場合もあります。

Q 4	申請する事業について類似する補助金をもらう予定がありますが、申請できますか。
A 4	実施年度において類似する補助金等を受けている場合、申請することはできません。

Q 5	2団体が協働で開催する事業の場合、補助金の上限は2倍になりますか。または、1団体ずつ申請をして同じ事業を一緒に実施してもよいですか。
A 5	1事業に対する補助のため、複数の団体で協働をしても補助金の上限金額は変わりません。また、別で申請をして一緒に事業を実施することはできません。

### 【補助対象経費について】

Q 6	消耗品や食料費等を団体構成員から購入することは可能ですか。
A 6	原則、補助対象経費となりません。

### 【補助金の交付について】

Q 7	採択された場合、申請金額は事業完了後に必ず満額受け取れますか。
A 7	報告書にかかる書類を審査し、最終決定します。そのため減額の場合があります。なお、対象経費が多くなった場合でも増額はありませぬ。

Q 8	補助金の交付が決定した後、申請した事業に対して類似する他の補助金がもらえることになりました。どうすればよいですか。
A 8	速やかに要綱第10条第1項に基づき変更申請（様式第5）を行ってください。万一、補助金交付後に判明した場合、決定取り消しの上、返上していただきます。ただし、申請事業以外の事業への補助金は問題ありません。



Q 9	参加者からの負担金等事業収入があってもよいですか。事業収入と市補助金の合計額が総事業費を超えた場合はどうなりますか。
A 9	事業収入があっても構いません。ただし、事業実施後に剰余金が出た場合は返還していただきます。（なお収入分は、補助金から差し引くこととなります。）

Q 1 0	補助金の前払いを受けることはできますか。
A 1 0	可能です。ただし、交付決定後に別途申請が必要となります。また、無償労力提供額分は前払いできません。

【審査方法について】

Q 1 1	申請団体が少なく、予算の範囲内の場合、公開プレゼンテーションは無くなり、自動的に採択になりますか。
A 1 1	予算の範囲でも公開プレゼンテーションは必須で、審査の結果、審査員の平均点が15点以下の場合不採択となります。

【無償労力提供額について】

Q 1 2	無償労力提供額は、補助金に上乗せで1時間あたり500円を加算できるのですか。
A 1 2	補助金に加算できるわけではありません。無償労力提供額以外の対象経費の3分の1を上限に、対象経費に加えることができます。  <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆考え方◆</p> <p>補助対象経費の額（補助対象経費の合計額から補助対象事業によって得られる収入額を控除した額）……………A</p> <p>無償労力提供額（Aの3分の1上限）……………B</p> <p><math>(A + B) \times \text{補助率} (3/4) = \text{補助金額}</math> ※各事業により、上限額あり</p> </div>

Q 1 3	無償労力提供額はどのように見積もればよいですか。
A 1 3	事業に必要な人数と時間をあらかじめ想定し、そのうちどれだけをボランティアスタッフに充当するかを計算してください。

Q 1 4	対象経費だけで上限金額を超える場合は無償労働提供の書類は必要ですか。
A 1 4	必要ありません。（上限に満たない場合のみご提出ください。）